

○墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関する指導指針

(趣旨)

第1条 この指針は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号。以下「省令」という。）、泉佐野市墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成24年泉佐野市条例第5号。以下「条例」という。）及び泉佐野市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年泉佐野市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営等について市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の確保が図られることを目的として、墓地の経営者等に対し市長が行う行政指導の内容となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針の用語の意義は、法の定めるところによる。

(墓地の構造設備等に係る指導)

第3条 市長は、墓地を経営し、又は拡張しようとする者に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指導する。

- (1) 墓地の区域内の通路の幅は、原則として120センチメートル以上（墓地の区域内の土地の形状等により120センチメートル以上とすることが困難である場合にあっては、90センチメートル以上）とすること。
- (2) 敷地面積が1ヘクタール以上の墓地にあってはその敷地内に植栽した区域を30パーセント以上、敷地面積が1ヘクタール未満の墓地にあってはその敷地内に植栽した区域を15パーセント以上確保すること。
- (3) 植栽する樹木等の種類及び高さについては、周辺の景観等との調和に配慮すること。

2 市長は、墓地の経営者に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指導する。

- (1) 墓地の名称及び所在地並びに経営者及び管理者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先並びに経営の許可番号及び許可を受けた墓地の区域について、管理事務所その他墓参者等が見やすい場所に表示すること。
- (2) 給水施設の水が飲用に適さない場合は、当該給水施設の給水栓に当該給水施設の水が飲用に適さない旨の表示を設置すること。

(墓地の拡張に係る指導)

第4条 市長は、墓地の経営者に対し、当該墓地の区画数のおおむね80パーセント以上が使用されているものについて当該墓地の拡張に係る変更の許可の申請をするよう指導する。

(墓地等の廃止に係る指導)

第5条 市長は、墓地又は納骨堂を廃止しようとする者に対し、墓地又は納骨堂の使用urerへの周知等適切な措置を講ずるよう指導する。

(墓地等の廃止の許可の申請に係る指導)

第6条 市長は、墓地等の廃止の許可の申請をしようとする者に対し、規則第9条第1項の墓地等廃止許可申請書に次に掲げる書類を添付するよう指導する。

- (1) 墓地等の廃止に係る理由書
- (2) 寄附行為、役員会等の議事録その他の墓地等の廃止の許可の申請をするに關する意思決定を証するに足りる書類
- (3) 規則第7条第2項第5号及び第6号に掲げる書類
- (4) 墓地等及びその付近の状況を明らかにした図面及び写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(財務状況の報告に係る指導)

第7条 市長は、墓地の経営者（法人（地方公共団体を除く。）に限る。）に対し、当該墓地の経営の許可又は拡張に係る変更の許可を受けた後5年間、毎会計年度終了後4月以内に、次に掲げる書類を添付した墓地財務状況等報告書（別記様式）により当該墓地の財務状況等について市長に報告するよう指導する。

- (1) 墓地の土地に係る登記事項証明書
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 省令第7条第1項に規定する帳簿の写し
- (4) 当該墓地の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類の写し

附則

この指針は、令和2年10月1日から施行する。

別記様式

墓地財務状況等報告書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所

名 称

代表者の氏名

墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関する指導指針第7条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 墓地の名称
- 2 墓地の所在地
- 3 添付書類
 - (1) 墓地の土地に係る登記事項証明書
 - (2) 法人の登記事項証明書
 - (3) 墓地、埋葬等に関する法律施行規則第7条第1項に規定する帳簿の写し
 - (4) 当該墓地の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類の写し